（偽造通貨取扱規則の一部改正）

第四条　偽造通貨取扱規則（昭和三十年国家公安委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
第一号 偽造通貨送付書 令和　年　月　日 警察本部長名 科学警察研究所長　殿 注意　1、種別は、銘価及び貨幣、紙幣、銀行券の別を記入すること。 2、現品は、堅ろうな封筒に納め、これを本送付書と同封送付すること。 3、鑑定を嘱託する場合は、備考にその旨を記入するとともに鑑定事項を記載すること。 4、送付書は、用紙半切判のものを使用すること。 種別 年別 記号番号 枚数 逮捕、未逮捕の別 発見年月日 発見場所 鑑定事項 備考	第一号 偽造通貨送付書 平成　年　月　日 警察本部長名 科学警察研究所長　殿 注意　1、種別は、銘価及び貨幣、紙幣、銀行券の別を記入すること。 2、現品は、堅ろうな封筒に納め、これを本送付書と同封送付すること。 3、鑑定を嘱託する場合は、備考にその旨を記入するとともに鑑定事項を記載すること。 4、送付書は、用紙半切判のものを使用すること。 種別 年別 記号番号 枚数 逮捕、未逮捕の別 発見年月日 発見場所 鑑定事項 備考